



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*72 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

○ 告示

755 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 16

756 指定納付受託者の指定 (企業振興課)..... 16

757 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託 (")..... 16

758 保安林予定森林 (森林整備課)..... 17

759 道路の区域変更 (道路保全課)..... 17

760 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 18

761 平成8年和歌山県告示第388号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 (")..... 18

○ 公告

和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者の募集 (森林整備課)..... 18

根来山げんきの森における指定管理者の募集 (")..... 21

和歌山県和歌川河川公園における指定管理者の募集 (河川課)..... 24

規 則

和歌山県規則第72号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成9年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第45条 略</p> <p><u>(地域医療連携推進法人による病院等の開設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所の開設若しくは管理に係る確認の申請)</u></p> <p>第45条の2 法第70条の8第3項の規定による確認の申請は、<u>地域医療連携推進法人による病院等の開設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所の開設若しくは管理に係る確認申請書(別記第48号様式の2)により行わなければならない。</u></p> <p><u>(地域医療連携推進法人の決算の届出)</u></p> <p>第45条の3 法第70条の14において読み替えて準用する法第52条第1項の規定による届出は、<u>地域医療連携推進法人決算届(別記第48号様式の3)により行わなければならない。</u></p> <p><u>(地域医療連携推進法人解散認可申請書)</u></p>	<p>第45条 略</p>

第45条の4 施行規則第39条の23の申請書は、地域医療連携推進法人解散認可申請書（別記第48号様式の4）とする。

（地域医療連携推進法人の解散の届出）

第45条の5 法第70条の15において読み替えて準用する法第55条第8項の規定による届出は、地域医療連携推進法人解散届（別記第48号様式の5）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の清算人の就任の届出）

第45条の6 法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の6の規定による届出は、地域医療連携推進法人清算人就任届（別記第48号様式の6）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の清算の終了の届出）

第45条の7 法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の11の規定による届出は、地域医療連携推進法人清算終了届（別記第48号様式の7）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人定款変更認可申請書）

第45条の8 施行規則第39条の24の申請書は、地域医療連携推進法人定款変更認可申請書（別記第48号様式の8）とする。

（地域医療連携推進法人の定款の変更の届出）

第45条の9 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第5項の規定による届出は、地域医療連携推進法人定款変更届（別記第48号様式の9）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書）

第45条の10 施行規則第39条の27第1項の申請書は、地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書（別記第48号様式の10）とする。

（地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書）

第45条の11 施行規則第39条の27第2項の申請書は、地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書（別記第48号様式の11）とする。

（地域医療連携推進法人の医療連携推進認定の取消しの申請）

第45条の12 法第70条の21第2項第2号の規定による申請は、地域医療連携推進法人医療連携推進認定取消申請書（別記第48号様式の12）により行わなければならない。

（提出書類の部数）

第53条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通（第30条、第34条、第37条、第40条、第45条の4及び第45条の8に規定する書類については、正本1通及び副本2通とする。）とする。ただし、和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の規定により保健所長へ委任された事務に係る書類は、正本1通とする。

（書類の経由等）

第54条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、病院、診療所若しくは助産所の所在地又は医療法人若しくは地域医療連携推進法人（法第70条の5第1項に

（提出書類の部数）

第53条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通（第30条、第34条、第37条及び第40条に規定する書類については、正本1通及び副本2通とする。）とする。ただし、和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の規定により保健所長へ委任された事務に係る書類は、正本1通とする。

（書類の経由等）

第54条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、病院、診療所若しくは助産所の所在地又は医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長（和歌山市

規定する地域医療連携推進法人をいう。)の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長(和歌山市の設置する保健所の長を除く。次項において同じ。)を経由しなければならない。

2 略

の設置する保健所の長を除く。次項において同じ。)を経由しなければならない。

2 略

別記第28号様式の2中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

別記第48号様式の次に次の11様式を加える。

別記第48号様式の2(第45条の2関係)

地域医療連携推進法人による病院等の開設又は介護事業等に係る施設
若しくは事業所の開設若しくは管理に係る確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	印

病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理することについて、あらかじめ医療連携推進業務の実施に支障がないことの確認を受けたいので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の8第3項の規定により申請します。

記

開設しようとする病院等又は開設し、若しくは管理しようとする介護事業等に係る施設若しくは事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	〒

添付書類

開設しようとする病院等又は開設し、若しくは管理しようとする介護事業等に係る施設若しくは事業所の開設許可申請に要する書類

別記第48号様式の3（第45条の3関係）

地域医療連携推進法人決算届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	

年度(年 月 日から 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の14において読み替えて準用する同法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記
- 5 純資産変動計算書
- 6 財産目録
- 7 有形固定資産等明細表
- 8 引当金明細表
- 9 純資産増減計算内訳表
- 10 監事の監査報告書
- 11 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 12 医療法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書
- 13 医療法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書
- 14 医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第2項の地域医療連携推進法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

別記第48号様式の4(第45条の4関係)

地域医療連携推進法人解散認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	⑩

下記のとおり医療法(昭和23年法律第205号)第70条の15において準用する同法第55条第1項第2号(第3号)の事由により解散したいので、同法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第6項の規定により申請します。

記

解散の事由(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|---------------------------------|
| (1) 目的たる業務の成功の不能
(2) 社員総会の決議 |
|---------------------------------|

添付書類

- 1 理由書
- 2 医療法、定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類(社員総会の議事録)
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

別記第48号様式の5(第45条の5関係)

地域医療連携推進法人解散届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名	
	清算人の氏名	

下記のとおり医療法(昭和23年法律第205号)第70条の15において準用する同法第55条第1項第1号(第5号)の事由により地域医療連携推進法人を解散したので、同法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第8項の規定により届け出ます。

記

1 解散の事由(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|---------------------------------|
| (1) 定款をもって定めた解散事由の発生
(解散事由) |
| (2) 社員の欠亡 |

2 解散年月日

年 月 日

添付書類

- 1 理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 登記事項証明書
- 5 清算人の履歴書
- 6 清算人の就任承諾書

別記第48号様式の6(第45条の6関係)

地域医療連携推進法人清算人就任届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名	
	清算人の氏名	

当地域医療連携推進法人の清算人として就任したので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の15において読み替えて準用する同法第56条の6の規定により届け出ます。

記

1 就任した清算人の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
(ふりがな) 氏 名	

2 清算人と法人との関係(当該清算人を選出した理由)

--

3 法人の解散した理由

--

4 登記年月日

年 月 日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書
- 3 清算人の就任承諾書

別記第48号様式の7(第45条の7関係)

地域医療連携推進法人清算結了届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	

下記のとおり 年 月 日に清算を結了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の15において読み替えて準用する同法第56条の11の規定により届け出ます。

記

登記年月日

年 月 日

添付書類

登記事項証明書

別記第48号様式の8(第45条の8関係)

地域医療連携推進法人定款変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒	電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名		

下記のとおり定款の変更をしたいので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の18第1項において読み替えて準用する同法第54条の9第3項の規定により申請します。

記

1 定款変更の内容

2 定款変更の事由

添付書類

- 1 定款の変更内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
- 2 現行の定款の写し
- 3 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類(社員総会の議事録)
- 4 当該地域医療連携推進法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 5 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- 6 当該業務に係る施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 7 当該業務に係る施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 8 定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 9 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類
- 10 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写し及びその登記事項証明書
- 11 現に参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援としての資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集並びに出資を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がないことを証する書類
- 12 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類

備考 1 定款の変更が、次の2から5までのいずれにも該当しないときは、添付書類のうち1から3までの書類を添付すること。

2 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、添付書類のうち1から5まで及び8から10までの書類を添付すること。

- 3 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設する場合に係るものであるときは、添付書類のうち1から3まで及び6から10までの書類を添付すること。
- 4 定款の変更が、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援としての資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集並びに出資を行わない旨を定めるものであるときは、添付書類のうち1から3まで及び11の書類を添付すること。
- 5 定款の変更が、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援としての資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集並びに出資を行わない旨を削除するものであるときは、添付書類のうち1から3まで及び12の書類を添付すること。

(注)1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設はもちろん、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。

- 2 変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。

別記第48号様式の9(第45条の9関係)

地域医療連携推進法人定款変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	

下記のとおり定款の変更を行ったので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の18第1項において読み替えて準用する同法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

記

1 定款変更の内容(該当番号を○で囲むこと。)

(1) 事務所の所在地 (2) 公告の方法

2 変更した理由

--

3 変更内容

変 更 前	変 更 後

4 変更年月日

年 月 日

添付書類

現行の定款の写し

別記第48号様式の10(第45条の10関係)

地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	㊟

下記の者を代表理事に選定したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の19第1項の規定により申請します。

記

1 代表理事就任予定者の住所及び氏名

住所	
(ふりがな) 氏名	

2 代表理事に選定する理由

添付書類

代表理事就任予定者の履歴書

別記第48号様式の11(第45条の11関係)

地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	①

下記の代表理事を解職したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の19第1項の規定により申請します。

記

1 解職する代表理事の住所及び氏名

住所	
(ふりがな) 氏名	

2 解職する理由

--

別記第48号様式の12(第45条の12関係)

地域医療連携推進法人医療連携推進認定取消申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	地域医療連携推進法人名 代表者の氏名	①

下記のとおり医療連携推進認定の取消しを受けたいので、医療法(昭和23年法律第205号)第70条の21第2項第2号の規定により申請します。

記

医療連携推進認定の取消しの申請を行う理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第755号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011100082	居宅サポートアイリス	海草郡紀美野町動木465番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	合同会社ピクルス	海草郡紀美野町動木465番地1	令和6.8.1

和歌山県告示第756号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社MotionGallery

東京都中央区日本橋横山町5番13号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

(1) 次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover

(2) 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する納付方法であって、次の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）が運営するもの

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

4 指定期間

令和6年5月24日から令和7年3月31日まで

和歌山県告示第757号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定公金事務取扱者として指定した者
 - (1) 名称 株式会社MotionGallery
 - (2) 事務所の所在地 東京都中央区日本橋横山町5番13号
- 2 委託した公金事務

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年5月24日
- 4 公金事務の委託をした日

令和6年5月24日

和歌山県告示第758号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町南平字東峯417
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜久木線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷92 4番1地先から同町庄川字牛屋谷 914番184地先	旧	2.00 } 38.30	2,313.36	

西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷92 4番1地先から同町庄川字牛屋谷 914番64地先	新	8.20) 52.76	2,281.48
--	---	--------------------	----------

和歌山県告示第760号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

西脇地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	紀の川市		西脇	中筋	190番4	
2号	〃		〃	〃	189番地先	道路敷
3号	〃		〃	〃	184番1	
4号	〃		〃	〃	187番4	
5号	〃		〃	〃	〃	
6号	〃		〃	〃	226番4	
7号	〃		〃	〃	199番1	
8号	〃		〃	〃	199番2	
9号	〃		〃	〃	199番3	
10号	〃		〃	〃	〃	
11号	〃		〃	〃	199番2	
12号	〃		〃	〃	195番1	
13号	〃		〃	〃	194番13	
14号	〃		〃	〃	194番12	

和歌山県告示第761号

平成8年和歌山県告示第388号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

西脇（1）地区急傾斜地崩壊危険区域及び西脇（2）地区急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月6日

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県植物公園緑花センター

(2) 所在地 岩出市東坂本672

(3) 規模等

ア 敷地面積 11.17ha（管理面積11.11ha）

イ 施設規模 本館RC2階 562.23㎡（その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者仕様書に掲げる施設）

上記のほか、昭和の森（紀の川市地内、面積1.21ha）の管理を含む。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの、ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和6年8月6日（火）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和6年8月23日（金）午前10時
- イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター 研修室（岩出市東坂本672）
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 令和6年8月6日（火）から同月22日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和6年8月26日（月）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和6年9月4日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月5日（木）から同月26日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2977

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する根来山げんきの森における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 根来山げんきの森

(2) 所在地 岩出市根来地内

(3) 規模等

ア 敷地面積 194ha

イ 施設規模 荒天避難施設 木造平屋 97㎡（その他根来山げんきの森指定管理者仕様書に掲げる施設）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他根来山げんきの森指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年8月6日（火）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月23日（金）午後2時
- イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター 研修室（岩出市東坂本672）
概略説明終了後、根来山げんきの森（岩出市根来地内）に移動して、現地説明を行う。
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

- (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 令和6年8月6日（火）から同月22日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和6年8月26日（月）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和6年9月4日（水）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和6年9月5日（木）から同月26日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2977

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌山県和歌川河川公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年8月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県和歌川河川公園

(2) 所在地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内

(3) 規模等 面積71,859㎡

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和6年8月7日（水）から同月21日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和6年8月23日（金）午前10時
- イ 場所 和歌川河川公園及び管理事務所
和歌山市塩屋一丁目6番地
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和6年8月26日（月）から同月30日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 令和6年9月5日（木）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和6年9月9日（月）から同月24日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和6年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和7年1月頃

7 問合せ先

和歌山県県土整備部河川下水道局河川課
〒640-8585 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
電話番号 073-441-3132
ファクシミリ番号 073-443-2147

電子メール e0804001@pref.wakayama.lg.jp